

## リバウンド防止措置期間終了に伴う本校の対応について

新型コロナウイルス感染症の対応につきまして、令和3年10月21日付3教総総第1639号「リバウンド防止措置期間終了に伴う都立学校の対応について（依頼）」により、東京都教育委員会はリバウンド防止措置期間を10月24日で終了することを決定したところです。

本校としましては、学校における感染の発生や感染の拡大のリスクを低減するため、現状の「時程」を継続しながら、引き続き感染症対策を一層徹底していきたいと存じます。今後も本校の教育活動にご理解とご協力をお願いいたします。